

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <https://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 36 2018年 冬号

かわら版

『働き方改革について』

奈良労働局労働基準部監督課 監督係長 長谷川創史

夏の出来事①

今年の夏、キャンプ場で虫に刺されました。一晚経過し、刺された箇所が赤黒く、周囲が腫れ、軽いシビれが出る事態に慌てました。

調べてわかったことですが、蚊にさされたと思っていたのは誤りで、ブヨであることが判明。アウトドアでは、長袖・長ズボンが必須と昔から言われていたものの、当日の私は短パン、タンクトップ、素足のサンダル姿でした。この出来事により、私は痛感しました。人は、痛い目をして初めて学ぶものだなと。

知識として、知っていても、行動に移さないのが人間の特性です。「私もその一人だ！」

夏の出来事②

7月の西日本豪雨、多くの地域で河川が氾濫し大きな被害が出ました。被災した府県以外の者は、疑問を口にします。「なぜ、避難勧告や大雨特別警報が前日から出ていたにもかかわらず、自宅にとどまったのだ」と。

しかし、当事者は、「今まで、こんな災害の経験がなかったから。」と取材に対して話していました。

おそらく、多くの住民は、防災や避難の重要性について知らなかった訳ではないでしょう。

しかし、人間は危機に直面していたとしても、そこまでヒドイことにはならないであろうと根拠のない思い込みにとられるものです。これら事案の背景については、「経験の逆機能」や「正常性バイアス」という社会心理学用語をもって、専門家から説明がなされていました。

繰り返しになりますが、知識として知ってはいるものの、行動しないのが人間の特性です。

今まで痛い目にあっていなかったとしても、直面するリスクや将来への対応の重要性はますます大事になってきていると思われれます。

働き方改革法①

さて、今年6月、国会で「働き方改革関連法」が成立しました。この内、企業経営に大きくかわる問題として、「36協定の上限規制」について、罰則付きで法定化されたということ

と、「60時間超の割増賃金の5割増しについて中小企業への適用拡大」の2点でしょう。概要は次のとおりです。



●時間外労働の上限規制の導入

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とします。この時間数は現行の告示（限度基準告示）においても定められていましたが、法律に格上げして違反に対しては罰則の対象とされました。

そして、臨時的な特別の事情がある場合の特例であっても年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が上限として法律により定められました。

施行年月日は、大企業が2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日です。

なお、「新36協定届様式」や「適用猶予・除外の事業・業務」については、お近くの労働基準監督署や奈良県働き方改革推進支援センター（電話0120-414-811）にお問い合わせ下さい。

●中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

1ヶ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金について、50%以上とすること。これについて、既に大企業では施行済みでしたが、猶予されていた中小企業へも適用が拡大されることとなりました。

施行は、2023年4月1日です。

中小企業とは、次の表のいずれかに該当するものです。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	300人以下
その他の事業	3億円以下	

これら、改正労働基準法の施行までの年月について、長いと思うか、短いと思うか。いかがでしょうか。人間は、今までなんともなかったのだから、今後も大丈夫と思いがちです。

しかし、長時間労働などの業務による過重負荷に起因する脳梗塞、脳出血、心筋梗塞等の過労死事案や精神疾患に関する訴訟や報道を目にする機会が増えているように思われます。もし、法律施行後、違法な長時間労働を行わせたことによる過労死等が発生してしまったらどうなるだろうか。そう考えると、リスクへの対応期間としては、改正法施行までの年月は短いと言わざるを得ません。

働き方改革法②

今般、労働基準監督署は「訪問支援」として、各事業場からの依頼を受け働き方改革の相談に無料に対応しています。

その際、労務管理上の留意事項について、指摘を受けるかもしれません。しかし、むしろそれを好機ととらえて下さい。

つまり、虫刺されて済んだんだ。命に係わる問題ではないのだと。

働き方改革法③

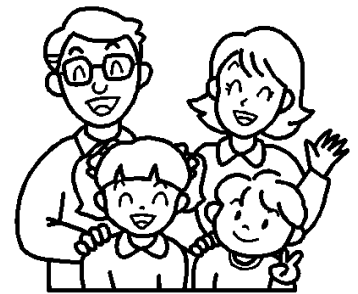
何故、働き方改革法が平成30年の国会で審議・成立したのか。それについて、一言触れたいと思います。

第二次大戦後、日本は大雑把にいうと半世紀で4千万人人口が増加しました。そして、今後半世紀で、数千万人の人口減少が予測されており、労働力人口の減少と少子高齢化が経済成長の足かせとなることが危惧されています。

長時間労働を当然とする働き方では有能な人材は定着せず、キャリア形成の阻害要因となり、人手不足はより深刻化してしまいます

この危機を打開するには、やはり「人」です。

多様な人材、性別や年齢や国籍にとらわれず、持病を治療中の方や障害を持った方々も、それぞれの事情に応じてその能力を発揮できる社会である必要があります。その為には、柔軟で働きやすい環境、公正で健康面に配慮した働き方を推進する必要があります。そうしたことから、労働基準法改正を含む働き方改革法が成立しました。



最後に、年頭の安倍総理のメッセージを紹介します。

「我が国に染みついた長時間労働の慣行を打ち破ります。働き方改革は、成長戦略そのものであります。ワークライフバランスを確保することで、誰もが生きがいを感じて、その能力を思う存分発揮すれば、少子高齢化も克服できるはずです。働き方改革を、皆さん、共に、実現しようではありませんか。」

職域における風しん対策について（注意喚起）

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届出数が大幅に増加しています。この時期は、多くの人の往来が見込まれることから、今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。

具体的には、第30週から第31週まで（7月23日から8月5日まで）に38例の風しんの届け出があり、多くは30代から50代の男性が占めていました。30代から50代の男性においては、風しんの抗体価が低い方が2割程度存在していることが分かっています。

さらに、10月16日に国立感染症研究所は、今年になって報告された風しん患者数が1,103人になったと発表しましたが、この数は昨年1年間（93人）の約12倍にも上っています。



各事業場におかれては、特に妊婦を守る観点から、これまで風しんに罹っていない者、風しんの予防接種を受けていない者等への注意喚起、抗体検査を受けていただくことの重要性、従業員が体調不良の際の配慮等、風しんに対する一層の対策の実施が求められています。

なお、「職域における風しん対策に関するリーフレット」をはじめとします風しんに関する情報は、次の厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kanzenkans/rubella/

（厚生労働省健康局結核感染症課）

新任メンタルヘルス担当産業保健相談員のご紹介

はじめまして、平成 30 年 7 月よりメンタルヘルス担当相談員となりました **片岡 裕** です。
私は、昭和 62 年 奈良医大第三内科に入局。大学病院、その後、枚方星ヶ丘厚生年金病院で
内科研修後、平成 2 年奈良医大精神科へ転入局し、精神保健指定医を取得。

平成 8 年 3 月、父親死去に伴い、奈良市内で開業医をしております。

なぜ、内科医より精神科医へ転科したのとよく聞かれますので、理由を申しますと、内科研修
医時代に数多くの末期癌患者さんを受け持たせていただきましたが、その際、患者さんに寄り添
うことしかできなかった自分の無力さを痛感し、精神科薬物療法及び精神療法等につき研鑽を積
みたいと強く感じたからであります。

今回、県医師会 広岡会長 より突然の相談員就任依頼を受け、自分に大役が務まるのか多少の
不安はございますが、できうる限りのご協力をさせていただきますので、皆様、今後ともどうぞ
宜しくお願い申し上げます。

【片岡産業保健相談員のメンタルヘルス相談窓口開設予定】

奈良産業保健総合支援センター内にメンタルヘルス相談窓口を開設し、片岡相談員が相
談対応させていただきます。積極的にご利用ください。

月	12月及び1月の相談窓口開設日	開設時刻
12月	5日(水)・*12日(水)・19日(水)・*26日(水)	14:00~17:00 (*印の日は14:30~17:00)
1月	9日(水)・15日(火)・23日(水)・29日(火)	水曜日(9日・23日)は14:00~17:00 火曜日(15日・29日)は13:30~15:30

奈良産業保健総合支援センターをご利用ください！

奈良産業保健総合支援センターでは、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者、産業看護職、
人事労務管理担当者等）や事業主等を対象に、産業保健に関する専門的な相談への対応、研修会
の開催、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援の普及促進のための個別訪問支援、産業保
健に関する情報提供等をすべて無料で行っています。

また、県内の地域ごとに設置している地域窓口（地域産業保健センター）では、常時使用する
労働者数が 50 人未満の事業者等を対象に、労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係
る相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス労働者に対
する面接指導、個別訪問支援等をすべて無料で行っています。

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階
独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター



電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

Eメール：info@naras.johas.go.jp